

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 19 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22330034

研究課題名(和文) 民事再生手続の実証的研究にかかわるフィージビリティ調査

研究課題名(英文) Survey and empirical study on the Civil Rehabilitation Act

研究代表者

山本 研 (YAMAMOTO, KEN)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：90289661

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 9,900,000円、(間接経費) 2,970,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、民事再生事件の記録調査を実施するとともに、それによって得られた客観的データを対象として分析・検討を試みたものである。記録調査については、東京地裁、大阪地裁、仙台地裁、那覇地裁の4つの地方裁判所において実施した。調査データの分析にあたっては、地域間比較、時期における運用状況の比較、および、和議法の運用状況との対比を基本的な分析の視点として、研究会において抽出した13項目について分析を行った。

研究成果の概要(英文)：ON this study, we conducted a fact-finding survey of records of Civil Rehabilitation on Cases and tried to analyze the data obtained by the survey. We have carried out the survey at 4 District Courts (Tokyo District Court, Osaka District Court, Sendai District Court, and Naha District Court). In analyzing the data, we have compared the data from the viewpoints of regions, periods, and compared with the practical operations of the Composition Act. On that basis, we have analyzed the data on 13 aspects we picked up.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：倒産 民事再生 実証的研究 実態調査 記録調査 計量分析 民事再生実務 事業再生

1. 研究開始当初の背景

民事再生法は、2000年1月の施行からすでに10年余を経過し、この間、優れた民事再生実務と理論の蓄積がもたらされた。近年は中小企業金融円滑化法の影響等もあって利用件数は若干減少しているが、その大きな成果については異論のないところと思われる。和議時代に指摘されていた多くの問題は解消され、民事再生の利用はいまや事業再生の有力な選択肢となっている。

他方で、社会経済状況の大きな変化はとどまることを知らず、特に倒産実務は経済動向の変化に敏感に対応するものであるがゆえに、再生手続の制度や運用について新たな問題点も指摘され、実務家を中心に、民事再生法の改正を求める意見も有力となっている。しかしながら、こうした実務改善に向けた検討、さらには立法論的検討を行うにあたっては、客観的なデータに基づく的確な現状把握を前提とした理論的検討が不可欠となる。そこで、われわれは、民事再生事件の記録調査を中心とする組織的な実態調査を実施し、それによって得られた客観的データに基づく分析・検討を試みることにしたものである。

2. 研究の目的

(1) 現状の客観的把握・分析

まず第1に、東京・大阪以外にも仙台・那覇といった中小規模裁判所の運用も分析し、相当に網羅的な調査項目に基づく検討を行うことにより、民事再生法運用の現状を客観的に把握し、分析することを目的とする。

(2) 現状に対する評価・批判

第2に、民事再生法の運用状況についての評価・批判を通じて、民事再生法の立法成果の検証を可能とすることを目的とする。

(3) 立法論を含む対応策の検討

さらには、民事再生法運用の現状を十分把握し、立法事実を慎重に検証することを通じて、将来の立法作業に対する基礎を提供することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 調査体制の構築と記録調査に向けた準備

上記の目的のもと、各地の倒産法研究者・会社法研究者計16名の参加を得て、民事再生研究会を組織した。

本研究会は、平成21年5月より継続的に研究会を開催し、平成22年度からは科学研究費の補助を得て実態調査に向けた準備を本格化するとともに、大阪地域および沖縄地域において、倒産実務家に対するインタビュー等の準備作業を実施してきた。

準備段階における研究会、およびヒアリング等の実施状況は以下のとおりである。

研究会

平成21年5月～平成22年11月にかけて10回にわたり研究会を開催し、記録調査にお

ける調査項目を選定するとともに、Excelファイルによる事件記録の調査シートを作成した。

大阪地域における意見交換会

大阪地域における倒産実務家の研究会において、本研究会のメンバーが調査項目に関する研究報告を行い、意見交換を行った(計7回)。

沖縄地域におけるヒアリング調査

那覇地裁における記録調査に先立ち、沖縄県内の弁護士の方に沖縄県内における民事再生手続の運用状況につき、ヒアリング調査を実施した。

倒産実務家による講演と意見交換

倒産実務に詳しい弁護士をお招きし、実務家の視点からみた民事再生実務の現状や問題点について講演をしていただき、これに基づき研究会メンバーとの意見交換を行った(計3回開催)。

記録調査の実施にむけた裁判所への依頼

以上の準備作業と並行して、最高裁判所事務総局民事局を通じて、東京地裁、大阪地裁、仙台地裁、那覇地裁に記録調査の実施について依頼を行うとともに、調査対象事件の抽出方法、記録の提供方法などの事前調整を進めた。

(2) 記録調査の実施

予備調査

平成23年1月(大阪地裁)および2月(東京地裁)に予備調査を実施し、実際の事件記録を用いて調査シートへのテスト入力を行った。この予備調査におけるテスト入力結果を踏まえて修正を施し、調査シートを完成させた。

本調査

下記の日程で本調査を実施した。

- ・那覇地裁(平成23年3月7～10日)
- ・大阪地裁(平成23年8月8～12日)
- ・東京地裁(平成23年9月12～16日)
- ・仙台地裁(平成24年3月12～15日)

本調査にあたっては、研究会メンバーを中心に、あわせて各地域の民事手続法・会社法研究者の協力を得て、記録の入力を行った。

(3) 調査結果の分析と研究成果の公表

研究会メンバーによる個別分析

本調査終了後、研究会メンバーが個別に担当部分の調査データの分析・検討を実施した。また、これと並行して全体会議を開催し、研究成果の公表スケジュールについて協議を行うとともに、出版社との調整を進めた。

研究会における検討

平成24年9月より、月に1～2回のペースで研究会を開催し、各分析項目につき担当者が分析結果を報告し、研究会全体で検討を行った。個別報告が一巡した後、第1回報告で

指摘のあった点等を踏まえて執筆した原稿案に基づき、2 巡目の報告を行い、研究成果として公表する原稿を作成した。

研究成果の公表(1) - NBL への連載

上記の検討を経て作成した原稿を、平成 24 年 12 月より平成 25 年 9 月にかけて、NBL 誌上にて 17 回の連載形式で公表した (NBL990 号～1009 号)。また、本連載を踏まえて、倒産実務に詳しい弁護士と研究会メンバーの座談会を実施した (NBL1016 号・1017 号)。

研究成果の公表(2) - 研究書の出版

上記 NBL の連載にあたっては、紙幅の制約もあり、調査結果の詳細や立ち入った分析までは示すことができなかつた部分もあることから、調査結果とその分析内容の全体像を示すべく、NBL 掲載原稿に加筆修正を加えた研究書出版に向けた準備を進め、平成 26 年 3 月に、『民事再生法の実証的研究』(商事法務) を刊行するに至った。

4. 研究成果

本研究における調査結果は様々な興味深い知見をもたらすものと思われるが、以下では、(1)民事再生法の立法の目的(和議法の問題点の是正)が達成されたことが確認された点、(2)従来指摘されてきたことが実証的に確認された点、(3)調査結果がやや意外と思われる点、(4)それら以外で興味深いと思われた点について、順次指摘することにより、研究成果の報告とする。

(1)民事再生法立法の目的(和議法の問題点の是正)が達成された点

申立てから開始までの迅速性

和議手続の問題点として、手続に時間がかかること、とりわけ申立てから開始決定までに相当の時間を要することが指摘されていた。民事再生法はこれについて手続開始原因の緩和等によって対応を図ったわけであるが、実際にも、開始決定までの平均所要日数は和議法時代に比べ画期的な迅速化を果たしていることが確認された。

再生計画案の提出時期

和議手続の問題点として、手続開始と同時に和議条件の提示が必要であるため、適切な和議条件の提示が困難である点が指摘されていた。これに対し、民事再生法は、原則として手続開始時に定める提出期間内の提出を求めるものに変更し、実際にも、再生計画案の提出は提出期間ギリギリのものが一般的であり、提出期間の伸長が求められることも多いことが確認された。この結果は、和議法における和議条件の申立時提出に無理があったことを例証したものといえよう。

保全処分の濫用の絶滅

和議法においては、いわゆる保全処分の濫用が多く見られた。民事再生法は、これを防止するため、保全処分発令後に手続開始申立てを取り下げるには裁判所の許可を要する

ものとした。この結果、取下事件は大幅に減少し、保全処分が濫用されていると見られるケースは皆無となった。

担保権の制約

和議法では、担保権の実行を制約する手段がなかったため、事業に不可欠な財産に担保権が設定されている場合には和議手続の遂行は困難であった。民事再生法は、担保権実行の中止命令や担保権消滅請求の制度を創設し、担保権の実行を制約して手続を進行する可能性を認めた。実際にも、その件数は少ないものの、担保権実行中止命令の有効活用や担保権消滅請求の利用の例が一定数みられ、そのような手続を背景に合意による解決がされている場合も考慮すれば、これらの制度は実効的に機能しているとみることができよう。

否認対象事実に対する対応

和議法においては、破産法等の否認権に対応する制度がなく、財産減少行為や偏頗行為に対する対応が十分なものではなかった。民事再生法は、破産法等と同様の否認制度を創設しており、この制度の存在を背景に任意に解決されている事案の存在を考えれば、この制度が実効的に機能しているとみることができよう。

債務者の事業運営・財産管理に対する牽制

和議法においては、債務者の事業遂行や財産管理について不適切な場合があってもそれに対する対応措置が十分ではないという問題があった。民事再生法は、監督委員の権限を明確にするとともに、管理命令により再生債務者の事業追行権を剥奪する方途を認めている。実際には、ほぼ全件で監督委員が選任され、監督委員の意見書は手続の結果に適切に反映されており、監督委員の果たす役割のイメージは各裁判所に浸透している。他方で、管理命令の運用については、相当の地域差はあるものの、一定の対応が実現し、管理命令が背後に控えていることの効果も踏まえると、再生債務者に対する牽制作用は有効に機能していると解されよう。

株主・取締役の責任追及

和議法においては、債務者の経営者や株主に対する責任追及の措置が十分でなく、負担を引き受ける債権者の不満が大きかった。民事再生法は、再生計画による減資、債権の劣後的扱いの可能性、損害賠償の査定等を認めることで、このような責任追及が可能になるように配慮している。その結果、株主については、その地位の変動が認められる事件が、とりわけ新事件において顕著に見られる。他方、取締役の責任追及に関しては、損害賠償の査定は必ずしも多くないものの、債権の劣後扱いや代表者の地位の変動が相当の割合で認められ、実質的にはその責任の追及が図られているものと見られる。

再生計画案の可決の容易化

和議法では、和議条件は債権者の債権額の

4分の3以上の賛成がなければ可決されず、そのような重い要件を満たすため、債務者が実現困難な条件を提示し、結果として和議の履行を困難にする面があった。民事再生法は、債権額要件を2分の1以上とすることで、再生計画案の可決を大幅に容易にした。実際、和議であれば否決されたであろう可決・認可事件(すなわち賛成の債権額が50%~75%未満)の割合は、全体の2割以上に上っている。これらのうち相当数の事件は和議では存立しえなかったものであり、無理のない計画ができていた可能性がある。

履行確保措置

和議法では和議条件の履行を確保する措置が十分でなく、その結果、手続終了後に和議条件が履行されていない割合が高いとされ、債権者のこの点に対する不満は大きかった。民事再生法は、再生計画の履行確保措置として、監督委員が選任された場合の3年間の監督期間、緩和された要件による再生計画の取消し・牽連破産等を規定して、履行確保の充実を図った。実際にも、計画認可後3年以内の廃止が一定程度存在し、これらは和議では手続終了後うやむやになっていた可能性があることを考えると、履行確保に寄与している可能性が高い。ただし、3年間弁済を継続した後の破綻リスクが小さいとまでは決して言えず、この点は今後の検討課題であろう。

(2)調査結果が従来指摘されていたことを裏書きした点

監督命令の圧倒的な発令

民事再生法が制定された当初には、監督委員の選任が原則であるとは考えられていたものの、手続機関が選任されない事件(いわゆる純粹DIP)の割合も相当数に上ると考えていた者も多かったのではなかろうか。しかし、裁判所は断固としてほぼ全件につき監督委員を選任する扱いをとった。結果として、このような運用は大きな成功をもたらしたと評価でき、今回の調査結果でも98%の事件で監督委員が付されている。

終結決定による終了の多さ

申立てがされた事件の終局結果を見ると、圧倒的多数の事件が終結によって終了している。すなわち、終結決定による終了が全事件の74%を占めており、取下げ・棄却・廃止の事件は25%に過ぎない。これは、少なくとも監督期間である認可後3年の範囲内では、成功事例の圧倒的割合を示したものであり、民事再生法の成功を端的に徴表していることと評価できよう。

手続利用者の内訳

再生手続の利用者像については、一般に中小企業を中心とするが、大企業や株式会社以外の法人についても利用が見られるというものである。今回の調査結果もまさにそれを裏付けたものといえる。ただ、利用者の中核は「オーナー経営者のいる、非公開型の株

式会社」である。その意味で、中小企業の事業再生の方途として再生手続は機能しており、利用者の多様化も指摘できる。

倒産処理スキームの多様化

再生手続においては、和議などと比べて、事業再生スキームの多様化が指摘されている。特に、近時の傾向として、和議時代に一般的であった自主再建型から事業譲渡型への流れが顕著とされる。そのような傾向は今回の調査で如実に裏付けられた。特に負債総額の大きい事件については自主再建型は少なく、事業譲渡型が多い。そして、事業譲渡事件の増加は、再生事件の処理全体の中で、弁済期間・据置期間の短縮化、弁済率の減少、事業譲渡の準備として担保権消滅請求の活用などの興味深い作用をもたらしている。

別除権の取扱い

再生事件の実際においては、担保権の処理が最も重要な課題の1つであり、その点において別除権協定の活用が指摘されている。今回の調査でも、別除権協定は調査事件全体の64%で認められ、和議手続に比べて量的に増加し、質的にも複雑化していると評価されている。協定の詳細な内容の分析は今後委ねられるが、その重要性は実証的に確認できたと言えよう。また、担保権の関係では、リースが別除権として取り扱われていることが一般化しているとされる点も興味深い。

(3)調査結果が意外に思われる点

次に、今回の調査結果の中には、やや意外に思われるような部分もなくはない。実務家にとっては当然と思われることも意外と感じている可能性は否定できないが、研究者の視点からの指摘として、以下、項目と概要を列挙することとする。

手続の全体期間・弁済期間

民事再生は和議に比べれば、全体に手続の迅速化が図られていると予測されていた。その場合の手続期間は、開始決定までの時間だけではなく、計画認可までの時間や認可後の弁済期間についても同様であった。しかし、調査結果は必ずしもそうなるわけではないようであり、和議申立てから終結までの平均期間と再生申立てから認可決定までの平均期間を対比すると、ほとんど変わらなかった。東京においては確かに迅速化が進んでいるようであるが、大阪などを含めて他の地域では和議とそれほど変わらないようであることは意外の念をもったところである。

倒産処理スキームと継続BS提出の無関係

調査結果によると、継続企業価値に基づく貸借対照表の提出と、当該手続における倒産処理スキームの間には必ずしも関連性がない旨が確認されている。事業譲渡等によって再生が図られる場合には、そのような事業譲渡等の適否を判断するため継続企業価値による評価が必要になると想定していたため、事業譲渡型においてその比率が高くなると

予想していたが、結果的に自主再建型とほとんど変わらない比率となっている。この点について、制度としてはなお検討の必要があるように思われる。

事業譲渡型への過度の傾斜

前述のように、和議時代に比べれば、再生計画における再生スキームは多様化しているが、その実際は事業譲渡に傾いており、それ以外のものは必ずしも多くない。DES・DDSを定める計画は存在しなかったし、会社の分割合併を定める計画も少なかった。しかるべき事案では効果的に利用されているという評価もあり、その評価には慎重である必要があるが、近時の事業の再構成の手法の多様化に鑑みれば、制度的な部分も含めて、更なる検討が必要とも考えられる。

弁済率の減少

調査結果によれば、和議における平均弁済率が43.6%であったのに対し、民事再生では16.0%に止まっている。このような結果はやはり意外であった。民事再生が目指した早期の着手開始が実現すれば、論理的には債権者に対する多額の弁済が可能になるようにも思われ、そのような観点からはやや矛盾した結果に見える。しかし、この点については、再生債権者の側において、名目上の弁済率ではなく、弁済の確実性及び迅速性が志向されているとの分析が可能であろう。

別除権協定の締結時期

今回の調査結果によれば、別除権協定について、再生計画認可後の締結の割合が相当に高くなっており、特に東京以外の事件では4割以上が認可後の締結になっている。普通に考えれば、別除権の取扱いは再生計画の遂行可能性を大きく左右する事情であり、計画の認可前にその点が明らかになっていなければ計画の当否の判定は難しいように思われる。その意味で、別除権協定は基本的に計画認可の前に締結されるものと予想していたが、この調査結果によれば、必ずしもそうではなく、研究会においても意外の感を持ったところである。

事業譲渡や減資（株式無償取得）における代替許可の割合の低さ

民事再生法は、再生債務者が債務超過の場合に、会社法上本来必要とされる株主総会決議を裁判所の許可によって代替できる制度を用意している。株主がこのような決議に賛同するインセンティブは全く存しないことを考えると、現実には多くの事件で代替許可によって処理されるものと予測されていた。しかし、今回の調査結果では、代替許可の割合は必ずしも多くなく、むしろ原則どおりの総会決議によって処理されている事件が多いようである。これは、同族会社等における株主総会決議の取得によるものとみられ、実際に株主構成からその点が例証されている。

(4)調査結果として興味深いその他の点 標準スケジュールによる運用

民事再生の運用の大きな特色として、標準スケジュールによって手続を可及的に可視化しようという点があるように思われる。今回の調査結果でも、地域によってバラつきはあるものの、相当程度、標準的な運用が志向されていることが看取できた。そして、そのような標準スケジュールの在り方が手続の運用の随所に影響を与えている可能性が指摘できよう。

自主再建型と事業譲渡型の差異

再生手続における事件処理の大きなスキームの類型として、自主再建型と事業譲渡型が存在するが、その両方で事件の属性や手続の進み方に一定の類型的差異がある点も興味深い。このような事件類型と処理類型との対応関係の詳細な分析は興味深い知見をもたらす可能性を有しているように思われる。

少額債権の優先条項の活用

少額債権を再生計画において優先的に扱うことは再生手続では極めて一般的になっており、和議時代に比較して飛躍的に活用しているとの知見が得られた。このこと自体はそれほど大きな問題ではないが、これが民事再生法が明文規定を設けた影響によるものであるとすれば、立法の1つの成果として注目に値しよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 19件)

山本研、近藤隆司、畑宏樹、民事再生法の実証的研究第1回-実態調査の概要(上)、NBL、査読無、990号、2012、14-18

山本研、近藤隆司、畑宏樹、民事再生法の実証的研究第2回-実態調査の概要(下)、NBL、査読無、991号、2012、76-83

畑宏樹、近藤隆司、民事再生法の実証的研究第3回-再生手続に要する期間、NBL、査読無、993号、2013、82-92

山本研、民事再生法の実証的研究第4回-再生債務者、NBL、査読無、994号、2013、65-74

上江洲純子、民事再生法の実証的研究第5回-再生手続の機関・費用、NBL、査読無、995号、2013、76-87

近藤隆司、金春、民事再生法の実証的研究第6回-再生手続の申立て・保全措置・手続の開始、NBL、査読無、996号、2013、66-75

森まどか、藤本利一、民事再生法の実証的研究第7回-再生手続における財産評定・情報提供、NBL、査読無、998号、2013、56-68

名津井吉裕、民事再生法の実証的研究第8回-再生計画案の提出・決議・認可(上)、NBL、査読無、999号、2013、68-80

名津井吉裕、民事再生法の実証的研究第9回-再生計画案の提出・決議・認可(下)、NBL、査読無、1001号、2013、63-74

高田賢治、民事再生法の実証的研究第10

回-再生手続における倒産処理スキーム、N B L、査読無、1002号、2013、65-75
杉本和土、民事再生法の実証的研究第 11 回-再生計画案の内容、N B L、査読無、1003号、2013、54-65
杉本純子、民事再生法の実証的研究第 12 回-共益債権・少額債権・債権の劣後化等、N B L、査読無、1004号、2013、58-65
倉部真由美、民事再生法の実証的研究第 13 回-再生手続における別除権の処遇、N B L、査読無、1005号、2013、42-49
田中亘、民事再生法の実証的研究第 14 回-再生手続における株主と役員、N B L、査読無、1006号、2013、63-72
河崎祐子、民事再生法の実証的研究第 15 回-再生手続における事業譲渡、会社分割・合併、N B L、査読無、1007号、2013、78-88
藤本利一、木川裕一郎、民事再生法の実証的研究第 16 回-再生計画の履行と手続の終了、N B L、査読無、1008号、2013、72-81
山本和彦、山本研、藤本利一、河崎祐子、上江洲純子、民事再生法の実証的研究第 17 回・完-調査結果の総括的感想および各地裁の特徴、N B L、査読無、1009号、2013、61-71
山本和彦、岡正晶、近藤隆司、中井康之、藤本利一、山本研、座談会-「民事再生法の実証的研究」を踏まえて(上)、N B L、査読無、1016号、2014、57-66
山本和彦、岡正晶、近藤隆司、中井康之、藤本利一、山本研、座談会-「民事再生法の実証的研究」を踏まえて(下)、N B L、査読無、1017号、2014、44-52

〔図書〕(計 1 件)

山本和彦 = 山本研編、商事法務、民事再生法の実証的研究、2014、403

〔その他〕

『民事再生法の実証的研究』(商事法務)
<http://bizlawbook.shojihomu.co.jp/cgi-bin/menu.cgi?CID=&ISBN=4-7857-2174-9>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本 研 (YAMAMOTO, Ken)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号：9 0 2 8 9 6 6 1

(2) 研究分担者

山本 和彦 (YAMAMOTO, Kazuhiko)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：4 0 1 7 4 7 8 4

藤本 利一 (FUJIMOTO, Toshikazu)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号：6 0 2 7 3 8 6 9

近藤 隆司 (KONDOH, Takashi)
明治学院大学・法学部・教授
研究者番号：3 0 2 8 5 9 6 0

畑 宏樹 (HATA, Hiroki)
明治学院大学・法学部・教授
研究者番号：6 0 2 9 6 9 0 2

上江洲 純子 (UEZU, Junko)
沖縄国際大学・法学部・准教授
研究者番号：6 0 3 8 9 6 0 8

金 春 (JIN, Chun)
同志社大学・法学部・准教授
研究者番号：8 0 3 6 2 5 5 7

森 まどか (MORI, Madoka)
中京大学・法学部・教授
研究者番号：9 0 3 3 0 4 1 4

名津井 吉裕 (NATSUI, Yoshihiro)
大阪大学・大学院高等司法研究科・准教授
研究者番号：1 0 3 4 0 4 9 9

高田 賢治 (TAKATA, Kenji)
大阪市立大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：4 0 3 2 6 5 4 1

杉本 和土 (SUGIMOTO, Kazushi)
千葉大学・法経学部・准教授
研究者番号：4 0 4 3 4 2 2 9

杉本 純子 (SUGIMOTO, Junko)
日本大学・法学部・准教授
研究者番号：0 0 5 4 9 8 0 0

倉部 真由美 (KURABE, Mayumi)
法政大学・法学部・教授
研究者番号：2 0 3 6 7 9 6 5

田中 亘 (TANAKA, Wataru)
東京大学・社会科学研究所・准教授
研究者番号：0 0 2 8 2 5 3 3

河崎 祐子 (KAWASAKI, Yuko)
信州大学・大学院法曹法務研究科・准教授
研究者番号：8 0 3 2 8 9 8 9

木川 裕一郎 (KIGAWA, Yuichiro)
中央大学・法学部・教授
研究者番号：2 0 3 0 7 2 3 4